

# 頻出法令資料問題

一に曰く、和を以って貴しとなし、さからうこと無きをむねとせよ。  
二に曰く、あつく三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧なり……  
三に曰く、詔を承けては必ず謹しめ。

十七条の憲法

聖徳太子

飛鳥時代

役人の心構え

一、諸国の守護の職務は、京都の御所の警備と謀反や殺人などの犯罪人の取りしまりに限る  
一、武士が20年の間、実際にその土地を支配しているならばその権利を認める

御成敗式目

北条泰時

鎌倉時代

武士の習慣に基づいた法律

領地の質入れや売買は御家人の生活が苦しくなるので今後は禁止する。  
御家人から買った土地は返さなければならない

永仁の徳政令

北条貞時

鎌倉時代

御家人の借金を取り消し  
土地を取り返させる

武田信玄 甲州法度) けんかをしたものはいかなる理由でも処罰する  
許可なく他国へおくりものをや手紙をおくってはいけない

分国法

戦国大名

戦国時代

国ごとに定められた独自の法律

一、城を修理する場合必ず幕府に申し出ること。また新たに城をつくっては  
いけない  
一、幕府に許可なく結婚してはならない

武家諸法度

徳川秀忠  
徳川家光が参勤交代を定める

江戸時代

大名の力を弱め、幕府に  
歯向かえないようにする

一、人を殺し盗んだもの ひきまわしのうえ獄門  
一、追いはぎをしたもの 獄門

公事方御定書

徳川吉宗

江戸時代

裁判の基準